

金融庁防災業務計画

〔 金融庁訓令第 25 号 〕
〔 平成 13 年 1 月 6 日 〕

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 23 号。以下「基本法」という。）第 36 条第 1 項、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）第 6 条第 1 項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 6 条第 1 項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、金融庁の所掌事務について、防災に関し採るべき措置（災害の発生時等において金融庁及び金融機関等が、早期に被害の回復を図り、金融システムの機能の維持に必要な最低限度の業務を継続するために必要な措置を含む。）の基本を定めるとともに、地域防災計画の作成のための基準を示すことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この計画において、「災害」、「防災」、「防災基本計画」又は「地域防災計画」とは、それぞれ基本法第 2 条に規定する災害、防災、防災基本計画又は地域防災計画をいい、「地震防災」、「地震予知情報」、「地震防災対策強化地域」又は「警戒宣言」とは、それぞれ地震法第 2 条に規定する地震防災、地震予知情報、地震防災対策強化地域又は警戒宣言をいう。

2 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 関係機関 基本法第 2 条第 3 号から第 6 号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに都道府県をいう。

二 金融機関等 預金等取扱金融機関、銀行協会等（預金等取扱金融機関を会員とする協会をいう。）、保険会社、少額短期保険業者、火災共済協同組合、電子債権記録機関、金融商品取引業者、金融商品取引所、金融商品取引業協会、保管振替機関、振替機関及び清算機関をいう。

三 各部局 金融庁組織令（平成 10 年政令第 92 号）第 1 条に規定する各部局、金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 19 条に規定する証券取引等監視委員会事務局並びに公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 41 条に

規定する公認会計士・監査審査会事務局をいう。

四 財務局等 財務省設置法（平成11年法律第95号）第12条及び第14条に規定する財務局及び財務支局をいう（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条に規定する沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）。

（実施の基本方針）

第3条 この計画を実施するに当たっては、関係機関の行う防災活動との間の緊密な連絡調整を図ることにより、防災活動の総合的な推進に寄与するとともに、わが国及び地域の金融の中核機能が、災害の発生時等においても継続して運用されるよう、実効的かつ包括的な体制の整備に努めるものとする。

第2章 防災体制の確立

（災害対策本部）

第4条 内閣府特命担当大臣（内閣府設置法第11条に規定する特命担当大臣をいう。以下「大臣」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況を勘案して特別の必要があると認めるときは、第16条に規定する地震災害警戒本部を設置する場合を除き、直ちに大臣を長とする金融庁災害対策本部又はそれに準じる対策機関（以下「金融庁災害対策本部等」という。）を設けるものとする。

2 前項の金融庁災害対策本部等の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項については、別紙1に定めるところによる。

3 金融庁災害対策本部等は、財務局及び日本銀行等の関係機関と密接に連携をとりながら、防災活動の適切な運営を図るものとする。

第5条 大臣が指揮をとれないときは、内閣府副大臣が金融庁災害対策本部の長の職を代行するものとする。

2 内閣府副大臣がその職務を代行し得ないときは、内閣府大臣政務官、金融庁長官（以下「長官」という。）、総務企画局長、総括審議官、監督局長、検査局長の順で指揮をとるものとする。

（連絡体制及び参集体制）

第6条 金融庁災害対策本部の構成員（あらかじめ定める代理となる者を含む。）は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れるようにするものとする。

2 前項の構成員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、即

時に参集できるよう、平常時から、金融庁又は代替施設への複数の交通手段を確認しておくものとする。

- 3 別に定めるところにより指定された者は災害発生後即時に参集し、必要な情報収集及び連絡等を行うものとする。この円滑な実施のため、平常時より、庁内関係者、関係機関、海外当局等及び金融機関等との間で、災害発生時における連絡方法の確認等を行う。

(防災業務実施要領の作成)

第7条 財務局長（財務局等の長をいう。以下同じ。）は、法令に基づき長官より委任されている権限に関する事務につき、この計画に定める基準に準じて、防災業務実施要領を作成するものとする。

(防災活動体制の整備)

第8条 各部局の長は、この業務計画を的確かつ円滑に実施するため、職員に対する防災及び安全に関する対応（避難地・避難路の確保、帰宅困難者への対応を含む。）、知識の普及、通信手段の多様化を含む通信施設の充実、災害が発生した場合における情報の収集及び伝達機能の強化、非常参集体制の整備、庁舎管理体制の確立（必要な代替設備等の整備を含む。）、各部局相互間の連絡の確保、非常用発動機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄、避難地、避難路等の確認、その他防災活動の整備に努めるものとする。

(金融機関等の業務継続体制の確立)

第8条の2 各部局の長は、各金融機関等において、災害時等において早期に被害の回復を図り、金融システムの維持に必要な最低限度の業務（このために必要な外部委託した業務を含む。）の継続が可能となるよう体制整備が図られているかについて、実態把握に努め、必要に応じ、法令等に基づき、その改善を求めるものとする。各部局の長は、こうした行政上の対応を円滑なものとするため、必要に応じ、行政上の対応の考え方、着眼点等を示すものとする。

(防災訓練の実施)

第9条 長官は、関係機関や金融機関等と連携しながら、金融庁防災業務計画の適切な実施その他の金融庁の防災に関し必要と認める訓練を適時に実施するものとする。その際、国民保護措置に関する訓練との有機的な連携に配慮するものとする。

- 2 長官は、職員に対して以下の事項の周知徹底に努める。

- 一 災害に関する一般的な知識
- 二 金融庁防災業務計画の内容及びその適切な実施に必要な知識

第3章 災害応急対策及び災害復旧

(応急措置の実施)

- 第10条 各部局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その所掌事務に関し、財務局及び日本銀行等の関係機関と密接な関係を図りつつ、基本法、防災基本計画、業務計画その他法令等に基づき、災害の発生又は拡大の防止のための所要の応急措置（金融機関等の中枢業務の継続又は復旧のために必要な措置を含む。）を速やかに実施するものとする。
- 2 各部局長は、災害の発生等により、金融機関等の通常業務の継続が困難となった場合には、金融機関等又は財務局等に対してその状況及び今後の対応等について、速やかに報告を求める。
- 3 国際政策統括官は、必要に応じ、海外当局等との連携に努めるものとする。

(金融に関する措置)

- 第11条 監督局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、現地における災害の実状及び応急資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、預金等取扱金融機関に対し、次の各号に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。
- 一 災害関係の融資に関する措置（災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることをいう。）
- 二 預貯金の払戻し及び中途解約に関する措置（預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の提示その他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図ること、及び事情やむを得ないと認められる被災者については、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずることをいう。）
- 三 手形交換、休日営業等に関する措置（災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること、並びに窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置を講ずることをいう。）

- 2 監督局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、現地における災害の実状及び応急資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、保険会社、少額短期保険業者及び火災共済協同組合に対し、保険金又は共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料又は共済掛金の払込みについては、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を適切に講じるよう要請するものとする。
- 3 監督局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、現地における災害の実状等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、電子債権記録機関に対し、取引停止処分、休日営業等に関する措置（災害時における取引停止処分等、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること等をいう。）を適切に講じるよう要請するものとする。

（金融商品取引業に関する措置）

- 第12条 監督局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、現地における災害の実状及び応急資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、金融商品取引業者に対し、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金の払出しや有価証券の売却代金の即日払い等、被災者顧客に対する便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請する。
- 2 総務企画局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、又は直接に、現地における災害の実状等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、金融商品取引所、金融商品取引業協会、保管振替機関、振替機関及び清算機関に対し、売買立会時間の臨時変更、振替請求の制限及び株券交付の制限等を行うことにより、参加者等の売買取引及び決済についての業務に支障が出ないように考慮した適時的確な措置を講ずることを要請する。

（実施措置等の報告）

- 第13条 各部局の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況、実施された措置及びその実施状況を長官に報告するものとする。

（被災者に対する的確な情報提供等）

- 第14条 各部局の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、次に掲げる

措置を適切に行うものとする。

- 一 各部局の長が講じている施策等に関する情報を適切に被災住民等に提供すること。
- 二 必要に応じ関係機関等と協力して、速やかに、被災住民等からの問い合わせに総合的に対応すること。

第4章 地震防災強化計画

(地震予知情報等の伝達)

第15条 地震予知情報及びこれに関する情報については、別紙2に定めるところにより、迅速かつ的確に職員へ伝達するものとする。

(地震災害警戒本部の設置)

第16条 大臣は、警戒宣言が発せられたときは、金融庁に金融庁地震災害警戒本部を設けるものとする。

- 2 前項の金融庁地震災害警戒本部の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項については、別紙3に定めるところによる。
- 3 金融庁地震災害警戒本部が設置された場合には、この計画の第5条の規定を準用するものとする。この場合において、「金融庁災害対策本部」とあるのは、「金融庁地震災害警戒本部」と読み替えるものとする。

(警戒宣言時の情報提供)

第17条 各部局の長は、警戒宣言が発せられた場合において、それぞれの所掌事務の運営について必要があると認めるときは、報道機関等を通じて適時適切に情報提供を行うものとする。

(金融機関等への要請)

第18条 監督局長は、警戒宣言が発せられたときは、管轄区域内に地震防災対策強化地域の一部を含む財務局長を通じて、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、預金等取扱金融機関に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次の各号に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

- 一 必要最小限の業務以外の業務を停止し、状況に応じて、継続された業務の営業を平穏裡に停止に移行する等、適切な応急措置
- 二 前号の措置を講ずる場合において、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上

で現金自動預払機において預金の払戻しを継続する等、居住者の日常生活に極力支障をきたさないような措置

三 発災後の業務の円滑な遂行を確保するための、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置

四 前三号に掲げるほか、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮した措置

2 監督局長は、警戒宣言が発せられたときは、管轄区域内に地震防災対策強化地域の一部を含む財務局長を通じて、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、保険会社、少額短期保険業者及び火災共済協同組合に対し、営業所における営業を停止する等、適切な応急措置を講ずることを要請するものとする。

3 監督局長は、警戒宣言が発せられたときは、管轄区域内に地震防災対策強化地域の一部を含む財務局長を通じて、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、電子債権記録機関に対し、営業所の営業を停止する等、適切な応急措置を講ずることを要請するものとする。

4 監督局長は、警戒宣言が発せられたときは、管轄区域内に地震防災対策強化地域の一部を含む財務局長を通じて、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、金融商品取引業者に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次の各号に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

一 必要最小限の業務以外の業務を停止し、状況に応じて、継続された業務の営業を平穩裡に停止に移行する等、適切な応急措置

二 発災後の業務の円滑な遂行を確保するための、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置

三 前二号に掲げるほか、地域の投資家保護に十分配慮した措置

5 総務企画局長は、警戒宣言が発せられたときは、管轄区域内に地震防災対策強化地域の一部を含む財務局長を通じて、又は直接に、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、金融商品取引所、金融商品取引業協会、保管振替機関、振替機関及び清算機関に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次の各号に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

一 円滑な売買取引及び決済に支障が生じないようにするための、決済時限の変更又は決済条件の変更等、適切な応急措置

二 前号に掲げるほか、参加者等の売買取引及び決済の円滑な遂行に十分配慮した措置

(報告)

第19条 各部局の長は、次に掲げる事項を正確かつ迅速に金融庁地震災害警戒本

部に報告するものとする。

- 一 前条に定める措置の実施状況
- 二 その他必要と認める事項

2 前項に規定する報告の経路及び方法については、第13条の規定を準用する。

(防災教育)

第20条 長官は、職員に対して次の事項を中心とする地震防災上の教育を実施し、地震防災に関する知識が徹底するよう努めるものとする。

- 一 地震及び津波に関する一般的な知識
- 二 警戒宣言の性格及びこれに基づき採られる措置の内容
- 三 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に採るべき行動に関する知識及び職員が果たすべき役割
- 四 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識及び今後取り組む必要のある課題

第5章 地域防災計画の作成の基準

(地域防災計画の作成の基準)

第21条 各部局長は、地域防災計画の作成に関し、第3章の規定の趣旨に沿うよう都道府県防災会議等を指導するものとする。

第6章 補 則

(証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会)

第22条 金融庁設置法第6条に規定する証券取引等監視委員会及び公認会計士法第35条に規定する公認会計士・監査審査会は、所掌事務の実情に即して防災に関する体制の整備に努めるものとする。

(防災業務計画の見直し)

第23条 長官は、政府全体の防災に関する基本方針、金融機関等の業務や防災対策等の状況、防災訓練の実施状況等を踏まえ、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(実施の細目)

第24条 この業務計画に定めるもののほか、防災に関し採るべき措置の細目につ

いて必要な事項は、別に定める。

(銀行協会等に関する読替え)

第25条 銀行協会等について第8条の2、第10条第1項及び第2項の規定を適用する場合には、第8条の2中「その改善を求める」とあるのは「その改善を要請する」と、第10条第1項中「業務計画その他法令等に基づき」とあるのは「業務計画に基づき」と、同条第2項中「速やかに報告を求める」とあるのは「報告を要請する」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日金融庁訓令第6号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月1日金融庁訓令第40号)

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月15日金融庁訓令第56号)

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月22日金融庁訓令第55号)

この訓令は、平成17年12月22日から施行する。

附 則 (平成18年8月30日金融庁訓令第37号)

この訓令は、平成18年8月30日から施行する。

附 則 (平成19年6月20日金融庁訓令第16号)

この訓令は、平成19年6月20日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日金融庁訓令第21号)

この訓令は、平成20年6月30日から施行する。

附 則 (平成23年12月14日金融庁訓令第36号)

この訓令は、平成23年12月14日から施行する。

附 則（平成２４年８月２９日金融庁訓令第３７号）
この訓令は、平成２４年８月２９日から施行する。

附 則（平成２５年６月２６日金融庁訓令第９号）
この訓令は、平成２５年６月２６日から施行する。

(別紙 1)

金融庁災害対策本部設置運営要領

1. 目的

この要領は、金融庁防災業務計画（平成 13 年金融庁訓令第 25 号、以下「業務計画」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、金融庁に金融庁災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設ける場合の名称、組織、処理する事務の内容その他必要な事項について定めることを目的とする。

2. 対策本部の名称

対策本部の名称は、災害の種類に応じて「金融庁〇〇対策本部」とする。

3. 対策本部の処理する事務

対策本部は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- イ 災害関係法令及び業務計画の規定に基づいて、各部局の行う災害応急対策及び災害復旧を推進するための施策の総合調整に関すること。
- ロ 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務の総括に関すること。
- ハ 基本法第 24 条に基づき設置される非常災害対策本部、同法第 28 条の 2 又は第 107 条に基づき設置される緊急災害対策本部その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- ニ その他本部長が必要と認める事務

4. 対策本部の組織

・ 対策本部構成員

- イ 対策本部の長は、金融庁〇〇対策本部長（以下「本部長」という。）とし、対策本部の事務を総括する。
- ロ 対策本部に副本部長、本部員及び幹事を置く。
- ハ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- ニ 本部長、副本部長、本部員及び幹事は、別添に掲げる官職にある者をもって充てる。

・ 本部会議

- イ 対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- ロ 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、対策本部の処理する事務に関

する重要事項の審議、調整等を行う。

- ・ 幹事会

イ 対策本部に幹事会を置き、総務企画局総括審議官及び幹事をもって構成する。

ロ 幹事会は、総務企画局総括審議官が必要に応じて招集し、対策本部の事務について審議、調整等を行う。

5. 対策本部の設置場所

対策本部は、金融庁庁舎内に設けるものとする。

但し、金融庁庁舎が被災により使用不能となったときは、本部長が適当と認める場所に設けるものとする。

6. 庶務

対策本部の庶務は、総務企画局政策課において処理するものとする

7. 対策本部構成員の参集

対策本部構成員は、参集の要請を受けたとき、対策本部設置の事実を知ったとき、又はあらかじめ定める対策本部設置要件に該当する災害が発生したときは、対策本部に参集するものとする。

8. 対策本部の廃止

対策本部は、本部長が適当と認めたときに廃止するものとする。

(別添)

金融庁災害対策本部構成員

本部長	大臣
副本部長	副大臣
	大臣政務官
	長官
	総括審議官
本部員	総務企画局長
	総務企画局審議官
	総務企画局参事官
	検査局長
	監督局長
	国際政策統括官
	証券取引等監視委員会事務局長
	公認会計士・監査審査会事務局長
	その他本部長が指名する者
幹事	総務企画局総務課長
	総務企画局総務課国際室長
	総務企画局政策課長
	総務企画局企画課長
	検査局総務課長
	監督局総務課長
	証券取引等監視委員会事務局総務課長
	公認会計士・監査審査会事務局総務試験室長
	その他副本部長が指名する者

(別紙 2)

金融庁における地震予知情報等の伝達の経路及び方法

1. 伝達の経路

金融庁における地震予知情報等の伝達の経路は、別図のとおりとする。

2. 地震予知情報等連絡担当者の設置及び登録

別図に示された各課室の長は、あらかじめ勤務時間内及び勤務時間外において地震予知情報等の連絡に当たる者（以下「地震予知情報等連絡担当者」という。）を設けて、総務企画局政策課に登録しておくものとする。

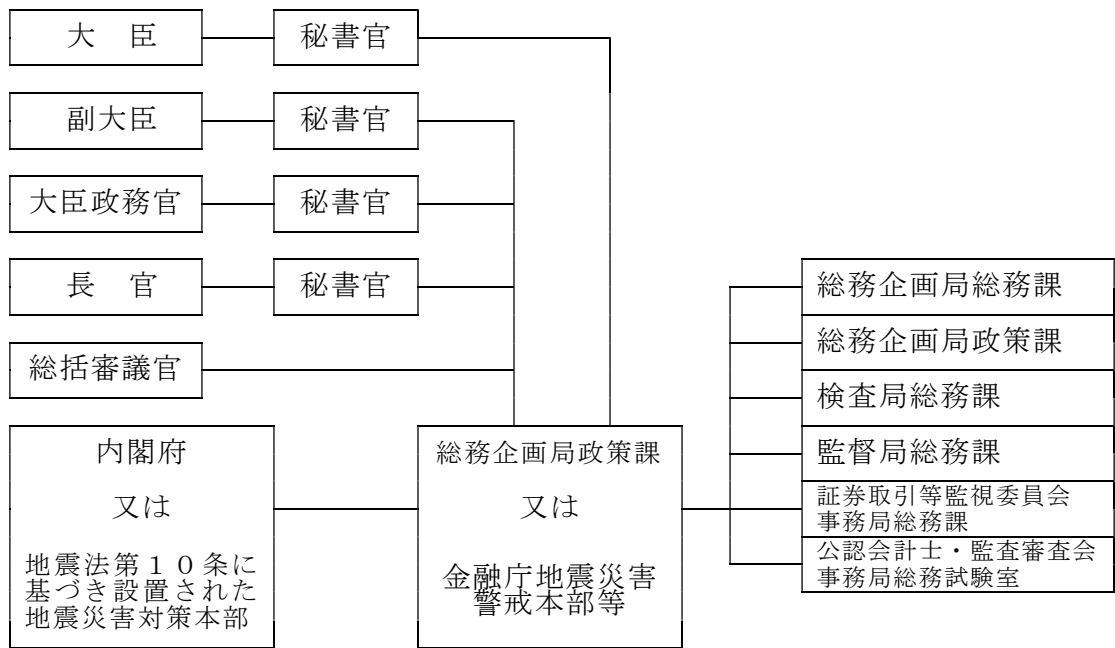
3. 地震予知情報等連絡担当者等の責務

- ・ 総務企画局政策課（金融庁警戒本部等が設置されたときは、金融庁警戒本部等。以下同じ。）は、地震予知情報等を受理したときは、地震予知情報等連絡担当者に当該地震予知情報等の伝達を行うものとする。
- ・ 地震予知情報等連絡担当者は、総務企画局政策課から地震予知情報等を受理したときは、それぞれ所属する部局において迅速かつ的確に地震予知情報等の伝達を行うものとする。

4. 伝達の方法

総務企画局政策課又は地震予知情報等連絡担当者が地震予知情報等の伝達を行う場合には、通常の電話その他適当と認める方法により行うものとする。

(別図)



(別紙 3)

金融庁地震災害警戒本部設置運営要領

1. 目的

この要領は、金融庁防災業務計画（平成 13 年金融庁訓令第 25 号、以下「業務計画」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、金融庁に金融庁地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設ける場合の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項について定めることを目的とする。

2. 名称

警戒本部の名称は、「金融庁地震災害警戒本部」とする。

3. 警戒本部の処理する事務

警戒本部は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- イ 災害関係法令又は業務計画の規定に基づいて、各部局の行う地震防災応急対策の実施に関する総合調整に関すること。
- ロ 地震法第 10 条に基づき設置される地震災害警戒本部その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- ハ 広報に関すること。
- ニ その他本部長が必要と認める事務。

4. 警戒本部の組織

・ 警戒本部構成員

イ 警戒本部の長は、金融庁地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）とし、警戒本部の職務を総括する。

ロ 警戒本部に副本部長、本部員及び幹事を置く。

ハ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ニ 本部長、副本部長、本部員及び幹事は、別添に掲げる官職にある者をもって充てる。

・ 本部会議

イ 警戒本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

ロ 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、警戒本部の処理する事務に関する重要事項の審議、調整等を行う。

- ・ 幹事会

イ 警戒本部の下に幹事会を置き、総務企画局総括審議官及び幹事をもって構成する。

ロ 幹事会は、総務企画局総括審議官が必要に応じて招集し、警戒本部の事務について審議、調整等を行う。

5. 警戒本部の設置場所

警戒本部は、金融庁庁舎内に設けるものとする。

6. 庶務

警戒本部の庶務は、総務企画局政策課において処理するものとする。

7. 警戒本部構成員の参集

警戒本部構成員は、参集の要請を受けたとき、警戒本部設置の事実を知ったとき又は警戒宣言が発せられたことを知ったとき、対策本部に参集するものとする。

8. 警戒本部の廃止

警戒本部は、金融庁災害対策本部等が設置されたとき又は警戒宣言が解除されたときに廃止するものとする。

(別添)

金融庁地震災害警戒本部構成員

本部長	大臣
副本部長	副大臣
	大臣政務官
	長官
	総括審議官
本部員	総務企画局長
	総務企画局審議官
	総務企画局参事官
	検査局長
	監督局長
	国際政策統括官
	証券取引等監視委員会事務局長
	公認会計士・監査審査会事務局長
	その他本部長が指名する者
幹事	総務企画局総務課長
	総務企画局総務課国際室長
	総務企画局政策課長
	総務企画局企画課長
	検査局総務課長
	監督局総務課長
	証券取引等監視委員会事務局総務課長
	公認会計士・監査審査会事務局総務試験室長
	その他副本部長が指名する者

金融庁防災業務計画第24条に基づく実施細目

（中枢機能の維持及び復旧目標）

第1条 災害時において、当庁が継続すべき中枢業務は別紙1のとおりとする。各部局においては、災害に応じ、これら業務の継続が図られるよう、連絡体制の整備、代替職員の配置等体制整備を図る。

2 各部局においては原則として、災害後（災害に伴い危機的状況が発生した場合には、その沈静化後）10営業日以内を目処として、別紙1以外の業務等の復旧を目指す。復旧が遅滞する場合は、その旨及び復旧の目処を遅滞なく公表する。

（担当者の設置）

第2条 各部局において別紙2のとおり、防災調整担当官を配置し、平常時における防災業務体制の整備について連絡・調整等を行うものとする。

2 金融庁災害対策本部設置運営要領（金融庁防災業務計画・別紙1）の4に基づく幹事会構成員は、別紙1における各課室長（災害対策本部幹事を除く）のうち、災害に応じて、総務企画局総括審議官が指名する者とする。

（職員の防災及び安全性）

第3条 総務企画局政策課は、関係課室と連携して、災害時における対応（災害時における職員の安否確認の体制を含む）を示した資料を職員に配布し、その周知に努める。

2 総務企画局総務課は、職員の防災及び安全性の確保のため必要な情報（災害時の避難地、避難路を含む）について職員に周知を図る。また、災害時には、職員の安否確認を実施するとともに、業務従事者への対応や帰宅困難者への対応に必要な体制整備を図る。

3 各部局の総務課等は、災害時には、総務企画局総務課と連携して、各部局の職員の安否に係る情報を把握するとともに、安全確保等に努める。

（通信手段）

第4条 総務企画局政策課は、金融庁災害対策本部及び幹事会の構成員等、政府の防災関係部局、日本銀行との間で、災害時においても利用可能な連絡手段の確保に努める。

2 各部局は、災害時に連絡が必要となる関係者（海外当局等を含む）との間で、利用可能な連絡手段の確保に努める。

3 総務企画局総務課情報化統括室は、災害時等においても、可能な限り金融庁システム（外部委託を含む）が稼動し、又は、早急に復旧できるよう体制整備を図る。

（情報収集及び伝達機能）

第5条 総務企画局政策課は、以下の場合には、直ちに、内閣府と連絡をとり、事態の把握を行うとともに、必要に応じ、各部局に対して金融機関等の被害状況等の把握を求める。

（1）政府に非常（緊急）災害対策本部が設置された場合

（2）東京23区以内で震度5強以上の地震が発生した場合

- (3) その他地域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- (4) 津波警報（大津波）が発表された場合
- (5) 東海地震注意情報が発表された場合
- (6) その他、総務企画局総括審議官が必要と認める場合

（非常参集体制）

第 6 条 別紙 1 における各課室長があらかじめ定める非常時参集者は、以下の状況の場合は、直ちに参集する。金融庁災害対策本部及び同幹事会構成員は、下記状況が生じたことを認識した際には、直ちに、非常時参集者のいずれかと連絡をとるように努める（大臣、副大臣、政務官及び長官は秘書官を経由して行う。）。

- (1) 東京 2 3 区以内で震度 6 強以上の地震（首都直下地震）が発生した場合
- (2) その他、総務企画局総括審議官が必要と認める場合

- 2 別紙 1 における各課室長は、非常時参集者の参集が困難な場合に備え、あらかじめ予備者を定めることとする。
- 3 非常時参集者に宿舍等を手配するに当たっては、当該業務の遂行に可能な限り配慮する。

（庁舎管理体制）

第 7 条 総務企画局総務課管理室は、庁舎の防災対策状況を確認する。

- 2 総務企画局総務課管理室、情報化統括室並びに政策課等は、庁舎が使用不可能又は使用が危険である場合に、代替となる施設（このためのシステム、データ、参集体制の整備を含む。）を整備するよう努める。

（発電、燃料、食料）

第 8 条 総務企画局総務課管理室は、災害時等における業務、帰宅者への対応等に必要な生活必需品、燃料等の確保に努める。

別紙1 災害時において継続すべき業務

総務企画局	担 当
金融庁職員の安全確保等に関する業務	総務課
庁舎等の管理	管理室
生活必需品等の管理	
情報システムの管理に関する業務	情報化統括室
海外当局等との連携に関する業務	国際室
金融庁災害対策本部の庶務	政策課
連絡体制の整備、関係職員の参集に関する業務	
政府災害対策本部との連絡窓口	
災害時における金融庁の対応等に関する情報の一般国民への発信	広報室
相談等受付業務	金融サービス利用者相談室
災害時における金融商品取引所等の業務に関する業務（災害時以降の金融庁の指示に基づき提出される報告の受領以外の取引所等からの受付業務等を除く）	市場課
EDINET システムの管理・運用業務	企業開示課
監督局	
災害時における金融機関等の業務に関する業務のとりまとめ等総合調整	総務課
災害時における金融機関等の業務に関する業務（災害時以降の金融庁の指示に基づき提出される報告の受領以外の金融機関等からの受付業務等を除く）	協同組織金融室、 信用機構対応室、 金融会社室、 郵便貯金・保険監督 参事官室、 銀行第一課、 銀行第二課、 保険課、 証券課

別紙2 防災調整担当官

防災調整担当官	防災調整担当補佐
総務企画局総務課長	総務課課長補佐
同局管理室長	管理室総括補佐
同局情報化統括室長	情報化統括室総括補佐
同局政策課長	政策課総括補佐
同局広報室長	広報室課長補佐
同局金融サービス利用者相談室長	金融サービス利用者相談室課長補佐
同局国際室長	国際室総括補佐
同局市場業務参事官	市場課総括補佐
検査局総務課長	検査局総務課総括補佐
監督局総務課長	監督局総務課総括補佐
同局銀行第一課長	銀行第一課総括補佐
同局銀行第二課長	銀行第二課総括補佐
同局協同組織金融室長	協同組織金融室総括補佐
同局信用機構対応室長	信用機構対応室総括補佐
同局金融会社室長	金融会社室総括補佐
同局郵便貯金・保険監督総括参事官	郵便貯金・保険監督総括参事官室総括補佐
同局保険課長	保険課総括補佐
同局証券課長	証券課総括補佐
証券取引等監視委員会総務課長	証券取引等監視委員会総務課課長補佐
公認会計士・監査審査会総務試験室長	公認会計士・監査審査会総務試験室室長補佐